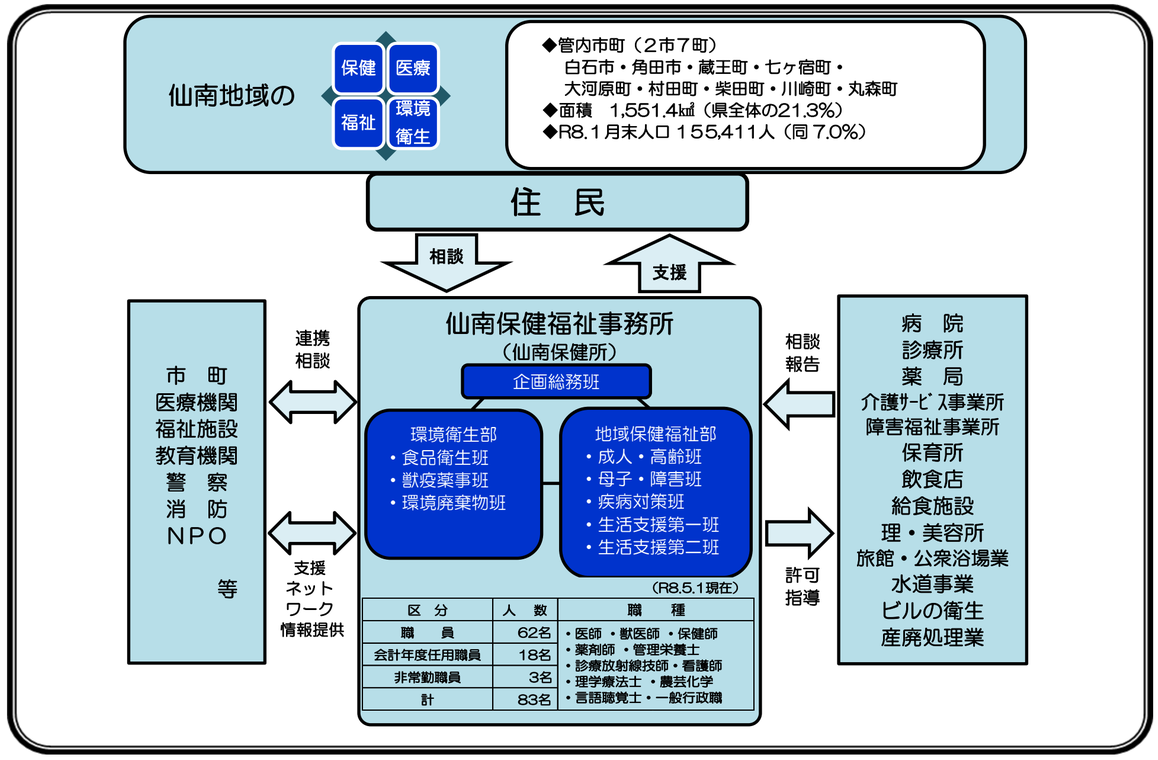
宮城県仙南保健福祉事務所のあらまし

Ⅰ　事務所の概要

保健福祉事務所は、保健所と福祉事務所の機能を統合した県の機関です。「企画総務部門」「地域保健福祉部門」「環境衛生部門」の３部門に分かれ、職員の職種も、医師、獣医師、保健師、薬剤師、管理栄養士、作業療法士、理学療法士、一般行政職など多岐にわたっています。

これらの職員の多様な専門性を活かして、仙南圏域において、市町や関係機関等との密接な連携を図りながら、保健・医療・福祉・環境衛生の行政サービスを一体的に提供しています。



Ⅱ　令和8年度　仙南保健福祉事務所基本方針

令和8年度は、宮城県の県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」の中期計画中間年度にあたります。

「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」や「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」などの政策推進の基本方向の下、仙南保健福祉事務所では、仙南地域における保健・医療・福祉・環境・生活分野のサービスを一体的に提供している行政機関として、５つの施策項目を掲げました。

Ⅰ　子どもを生み育てやすい環境づくり
Ⅱ　生涯を豊かに暮らすための健康づくりと安心できる地域医療の充実
Ⅲ　誰もが安心して生活できる地域づくり
Ⅳ　安全で安心できる食と暮らしの確保
Ⅴ　持続可能な地域社会の実現

その推進のため、管内市町をはじめとする関係機関等と連携・協働しながら、7つの重点事業に取り組むとともに、当保健福祉事務所が所管する各種事業を実施してまいります。

企画総務班
◆所の施策の総合的な企画・調整に関すること
◆保健及び福祉に係る相談・情報提供・人材育成等に関すること
◆地域保健・福祉に関する統計及び情報収集等に関すること
◆地域医療に関すること
◆民生委員及び児童委員に関すること
◆災害救助に関すること
◆医務（医療従事者の免許申請等）に関すること
◆日本赤十字社に関すること
◆県ゆずりあい駐車場利用証に関すること
◆所の庶務に関すること

食品衛生班
◆食品衛生に関すること　◆製菓衛生師に関すること

獣疫薬事班
◆狂犬病予防に関すること
◆動物の愛護及び管理に関すること
◆化製場等に関すること　◆食鳥処理場に関すること
◆薬事に関すること　◆薬剤師に関すること
◆毒物及び劇物の指導取締に関すること
◆献血事業の推進に関すること　◆薬物乱用防止に関すること
◆麻薬，向精神薬の指導取締に関すること
◆温泉に関すること　◆特定建築物の管理に関すること
◆旅館・興行場・公衆浴場に関すること
◆住宅宿泊事業に関すること
◆理・美容、クリーニング営業に関すること
◆上水道、その他衛生施設の指導監督に関すること

環境廃棄物班
◆廃棄物の処理及び清掃の指導監督に関すること
◆リサイクル関連法に関すること
◆浄化槽の指導監督に関すること
◆公害防止対策の指導に関すること
◆大気汚染・水質汚濁・特殊公害・土壌汚染の規制に関すること
◆公害関係の苦情に関すること　◆ＰＣＢ廃棄物に関すること
◆地球温暖化対策に関すること　◆フロン排出抑制法に関すること

成人・高齢班
◆生活習慣病予防に関すること　◆がん対策の推進に関すること
◆歯科保健に関すること　◆健康づくりの推進に関すること
◆栄養改善及び専門的な栄養指導に関すること
◆特定給食施設における栄養管理に関すること
◆特別用途食品・栄養表示基準及び健康保持増進効果等の表示に関すること
◆栄養士及び調理師に関すること　◆高齢者の福祉に関すること
◆高齢者生活支援等に関すること　◆認知症高齢者の施策に関すること
◆介護保険に関すること
◆地域リハビリテーションの推進に関すること
◆地域包括ケアに関すること
◆保健福祉関係人材の育成に関すること
◆地域の食育の推進に係る企画及び調整に関すること
◆市町事業への技術的支援に関すること
◆地域の医療計画及び福祉計画の調整及び実施に関すること

母子・障害班
◆母子の保健及び医療に関すること　◆児童の育成及び療育に関すること
◆精神保健福祉に関すること　◆母子父子寡婦福祉に関すること
◆女性支援事業に関すること　◆児童福祉に関すること
◆障害者福祉に関すること

疾病対策班
◆感染症に関すること
◆指定難病その他難治性疾患等に関すること
◆臓器及び骨髄等の移植の普及啓発及び提供者の登録推進に関すること
◆原爆被爆者に対する健康診断の実施等及び医療特別手当等の支給に関すること

生活支援第一班・生活支援第二班
◆生活保護に関すること
◆生活保護の面接相談に関すること
◆医療券・医療要否意見書等の発行に関すること
◆行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること
◆生活困窮者の自立支援に関すること

令和８年度　重点事業一覧

① 感染症発生対策事業（疾病対策班）
○宮城県新型インフルエンザ等対応行動計画及び感染症予防計画に基づき、実践的訓練等を通して所内職員の対応力向上を図ります。
○新型インフルエンザ等感染症の発生・まん延に備え、疾病・感染症対策課、保健所、保健環境センター、感染症指定医療機関等の関係機関が相互に連携し「情報共有体制の構築」「医療提供体制の確認」「初動対応体制の整備」を図ります。

② 認知症地域ケア総合支援体制構築等推進事業（成人・高齢班）
○管内担当者会議、認知症地域ケア推進会議・研修会の開催を通して、管内市町及び関係者の連携強化や資質向上を図ります。
○若年性認知症カフェ（Sakuraカフェ）の開催を通して、当事者や家族のピア・サポートを行うとともに、参加者の認知症に関する理解を促進します。
○近隣の認知症サポーターがチームを組み、当事者や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う「チームオレンジ」について、管内市町の推進を支援します。

③ 精神障害にも対応した地域包括システム（“にも包括”）構築推進事業（母子・障害班）
○仙南地域における新たな協議の場として設置した「にも包括ケアシステム検討会」及び「地域支援ネットワーク部会」において、管内市町の取組状況を把握し、地域の特性に合わせた“にも包括”の構築推進を図ります。
○関係機関の職員を対象に、精神障害者の地域生活や支援方法について学ぶ機会を設けるため、地域支援者研修会を開催し、支援者の資質向上を図ります。

④ 生活保護受給者への就労支援（生活支援第一・第二班）
○生活保護受給者の就労を促進するため、ケースワーカーと就労支援員が同行して訪問し、丁寧に聞き取りを行うことにより、受給者一人ひとりの課題や状況に応じた細やかな支援を行います。
○ハローワークの生活保護受給者等就労促進事業や、宮城県自立相談支援センターの被保護者就労準備支援事業など、関係機関と連携し就労支援を行います。

⑤ 食品衛生資質向上対策事業（食品衛生班）
○食品営業許可の申請及び更新の際等に、事業者のHACCPに沿った衛生管理の取組状況を確認し、指導を行います。
○監視及び食品検査により、HACCPの取組に関心の高い事業者、取り組み促進が必要な事業者等の実情を把握し、施設訪問による取組の支援を行うことで、地域の小規模事業者を中心にHACCPに沿った衛生管理の向上を図ります。

⑥ 動物愛護推進事業（獣疫薬事班）
○学校等における動物愛護の普及啓発を促進し、将来的な不適正飼養等の問題発生を防止します。
○動物取扱責任者研修の実施方法を改善し、事業者の資質向上とともに、研修の開催や受講に係る負担軽減を図ります。

⑦ 産業廃棄物不法投棄監視強化事業（環境廃棄物班）
○不法投棄や不適正処理の早期発見・未然防止を図るため、産廃Ｇメンによる監視パトロールのほか、監視カメラの設置や産業廃棄物処理業者等への立入検査を実施し、適正処理を指導します。